

社員が定着しない・ 生産性が上がらない

と感じる 事業主の皆さま!



／ 専門家による ／ 労働環境改善サポート

無料

1社につき
5回まで訪問

非正規労働者の処遇改善の取組を支援します!

社会保険労務士等の専門家が訪問し、現状の課題についてヒアリングを行い、同一労働同一賃金などの取組にアドバイスします。

専門家派遣についてのご質問はこちらどうぞ⇒

※電話を希望の方は裏面の事務局お問合せ先をご確認ください



／ 労働環境改善による最大のメリット ／

社員の職場定着

- 就業規則の新規作成、見直し
- 勤怠管理の整備
- 労働条件通知書の作成
- 36協定の作成
- 雇用契約書の作成、見直し
- 福利厚生規程の整備
- 同一労働同一賃金の取組
- 多様な働き方の導入
- 賃金規程の見直し
- 賃金テーブルの作成

生産性の向上

- 人事評価制度の整備
- キャリアパスの整備
- 人材育成制度の整備
- 正社員転換制度の整備
- ハラスメント対策
- メンタルヘルス対策
- 育児介護休業規程の整備
- 年次有給休暇制度の整備
- 長時間労働の是正

【取組の効果】

安心して働ける
職場環境になる

充実した満足度の
高い職場環境になる

やりがいや目標が
持てモチベーション
が上がる

社員の心身の健康
維持に繋がる

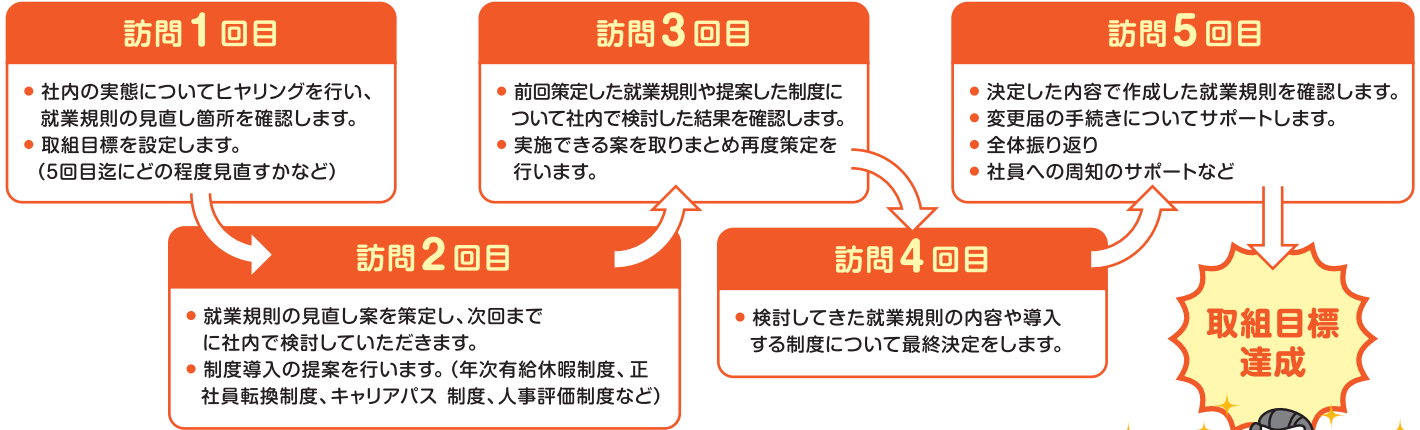
当事業ホームページで、専門家派遣にて取組をした企業の取組事例を紹介しています! ▶▶▶



取組支援の流れ

【就業規則を実態や法令に沿って見直す場合の支援例】

派遣スタート /



担当する社会保険労務士等の専門家が企業が抱える課題に対して、解決に向けて的確な助言・提案で取組目標を達成できるスケジュールで支援いたします！



主な応募資格

- ① 沖縄県内に本社または事業所を置く中小企業基本法に定める中小企業者常時使用する従業員が300人以下で沖縄県内に本社または事業所を置く社団法人、財団法人等（従業員の数は10人以上を基本とします）
- ② 非正規労働者の処遇改善に取り組む中小企業者等であること。
- ③ 派遣終了後3年程度は沖縄県、および本事業事務局が行う、処遇改善に関する調査に回答できること。
- ④ 原則として過去に本事業の専門家派遣を利用した中小企業者等でないこと。

中小企業基本法	業種分類	中小企業基本法の定義
	製造業・その他	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社 または常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人
	卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社 または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人
	小売業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社 または常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人
	サービス業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社 または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人

※詳しくは募集要項をご確認ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止について下記のご協力をお願いします。
 ◎専門家の訪問当日に咳・発熱の症状がある場合は日程の再調整をお願いします。
 ◎専門家の訪問の際はマスクを着用ください。

応募方法

募集期間

第一回 募集 7月3日～7月14日 第二回 募集 7月18日～7月28日 第三回 募集 8月1日～8月11日 第三回以降 随時募集

※最終日の17:00までに事務局に提出書類一式を必着 ※提出された書類等は返却致しませんので予めご了承ください。
 ※定数に達し次第終了する場合がありますので予めご了承ください。

問合せ
提出先

沖縄県非正規労働者処遇改善事業事務局
 (株式会社プラスキャリア内)
 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち1-5-26

TEL : 098-868-9339
 FAX : 098-869-6104

提出書類

- ① 応募申請書一式
- ② 申請者の事業概要がわかるパンフレット、定款等（コピー可）

応募申請書はHPからダウンロードしてください。
<http://okinawa-hrs.jp/>

Facebookでも新着情報を
 チェックできます！